

第2次愛川町子ども読書活動推進計画

～子どもの読書活動推進に向けての取り組み方針～

平成24年5月

愛川町教育委員会

も く じ

第1章 計画策定の背景 1

1. 子どもの読書活動の意義

2. 国の動向

3. 県の動向

4. 町の動向

第2章 計画の基本的な考え方 2

1. 計画の目的

2. 計画の期間

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策 . . . 4

1. 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭での取り組み

(2) 地域児童館・公民館での取り組み

2. 町図書館における子どもの読書活動の推進

3. 保育園・幼稚園・学校における読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園での取り組み

(2) 学校での取り組み

(3) 学校図書館における取り組み

4. 読書・読み聞かせボランティアの活動支援

関連施設等一覧 9

附属資料 10

第1章 計画策定の背景

1. 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び感性を磨き表現力を高め創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。読書は、言葉を通して他者を理解し、自己を表現する能力を養う行為です。これにより、子どもたちに考える力や豊かな情操を育み、幅広い知識の習得、人間関係の基礎の形成をしていきます。また、子どもたちが主体的に変化の激しい現代社会に対応し適応していくための生きる力として必要な、自ら課題を捉え、考え判断しそれを表現する資質や能力も育みます。

このように読書の果たす役割は極めて重要であり、子どもたちが自主的に読書活動ができるよう、家庭・地域・学校を通じて様々な方々と連携し積極的に子どもの読書活動を推進していくことが必要です。

2. 国の動向

○平成11年8月

- ・国会の衆参両院において、平成12年を「子ども読書年」とすることを決議する。

○平成13年12月

- ・子ども読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「子ども読書活動の推進に関する法律」を公布・施行する。
- ・同法により国と地方公共団体は子ども読書活動の推進に関する計画を策定・公表することを定める。
- ・4月23日を「子ども読書の日」とすることを定める。

○平成14年8月

- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定する。

○平成15年度

- ・学校図書館法により、12学級以上のすべての学校に司書教諭の配置を義務付ける。

○平成20年3月

- ・「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第2次計画）」を策定する。

○平成22年

- ・「国民読書年」として、読書活動の推進の年と位置付ける。

3. 県の動向

○平成15年6月

- ・「神奈川県子ども読書活動推進会議」を立ち上げる。

○平成16年1月

- ・「かながわ読書のススメ」
～神奈川県子ども読書活動推進計画～を策定する。

○平成21年7月

- ・「かながわ読書のススメ」
～第2次神奈川県子ども読書活動推進計画～を策定する。

4. 町の動向

○平成 16 年

- ・県の子ども読書活動推進モデル地区の指定を受ける。(18 年度まで)

○平成 19 年 5 月

- ・愛川町子ども読書活動推進計画を策定する。

○平成 20 年度

- ・ブックスタート※1事業を始める。
- ・学校図書標準達成のため、蔵書の充実を進める。(継続中)

第 2 章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的

愛川町では、平成 19 年 5 月に愛川町子ども読書活動推進計画を策定し、5 年間に渡って推進のための様々な取り組みを行ってきました。地域や学校では、読書・読み聞かせボランティアの協力により、子どもたちへの読書・読み聞かせ活動が推進されてきました。その積極的な取り組みが認められ、町内の学校や読書・読み聞かせボランティアサークルが文部科学省の大臣表彰を受けています。

この間、町では、平成 23 年 3 月に「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」の実現をめざし、第 5 次愛川町総合計画を策定しました。その中には、「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」について、読書推進に関する様々な施策が掲げられています。

教育委員会では、そうした町の方針や昨今の教育をとりまく様々な現状や時代の要請等を踏まえ、一人ひとりに豊かな人生を実現するための『生きる力』を育むため、「教育の理念」や「めざす人間像」を示した愛川町教育基本方針を平成 23 年 4 月に改定しました。

そこでは、「生きる力」を育み、「めざす人間像」に迫るために社会化(㊦)、内面化(㊧)、身体化(㊨)、知識化(㊩)という 4 つの視点を定め、これを具現化する手立てとして、それぞれ社会体験、情操体験、直接体験、学習体験という 4 つの体験活動に焦点化しています。この中で、内面化(㊧)については、個々の体験を自己統合させ、人間として深めていく営みとしてとらえ、それは、豊かな情操体験を通して、人間の「こころ」という大きな内的世界に奥行きと広がりをもたせようとするものです。その拠り所の一つとして「児童文学」があると考え、「読書、読み聞かせ運動」として積極的に推進しています。

また、平成 24 年 3 月に策定した第 2 次愛川町生涯学習推進プランの中でも、家庭や地域、学校での読書活動推進や読書活動を支えるボランティアの支援、さらには図書館・公民館等の施設の充実を推進することとしています。

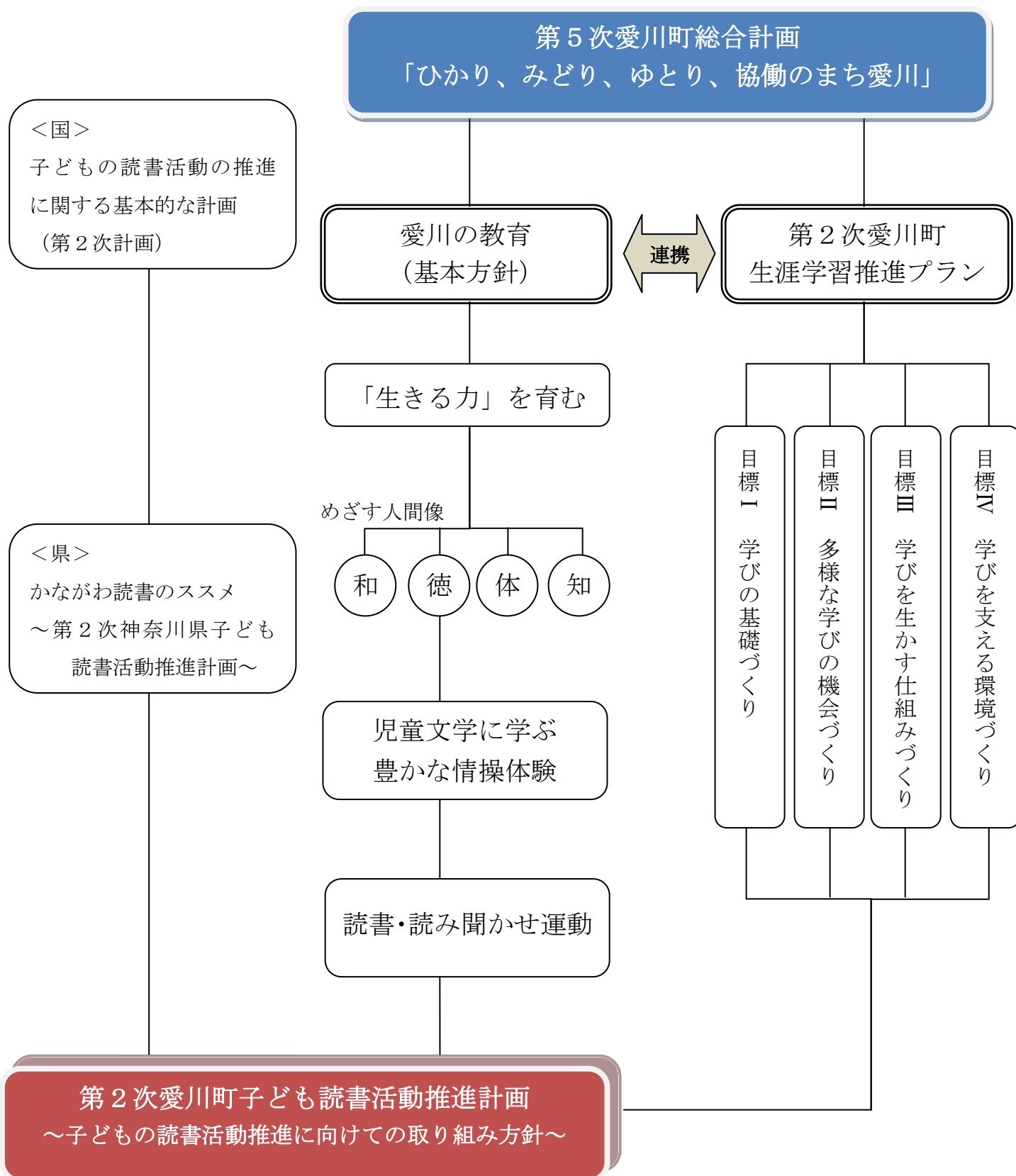
そこで、これまでの活動を基盤として家庭や地域、学校や図書館・公民館等、様々なところですべての子どもたちが本を読む喜びを味わい、感性豊かに育つ読書環境の整備と更なる充実を図っていくことをめざすため、第 2 次愛川町子ども読書活動推進計画を策定します。

※1 ブックスタート (Bookstart)

1992 年に、イギリスのバーミンガムにおいて始まった運動で、主に新生児とその親と一緒に絵本等を読むことにより、親子関係や新生児教育に役立てようとするものです。保健所や保健センターの乳幼児健診の際に、おすすめの絵本などを入れたブックスタートパックを手渡す方法が一般的です。

愛川町では、4 カ月検診を受ける保護者と乳幼児を対象に実施し、絵本の読み聞かせ体験とともに絵本をプレゼントします。

《体系図》



2. 計画の期間

第2次愛川町生涯学習推進プランの前期基本計画の期間に合わせ、平成24年度からの6年間とします。

第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な方策

1. 家庭・地域における読書活動の推進

(1) 家庭での取り組み

家庭における読書は、身近にいる大人の生きた言葉によって、言葉を育て、未知のものに対する興味や関心を育てることにつながり、子どもの読書習慣の基礎を身につけるために大切なことです。

特に、乳幼児への読み聞かせは、子どもの「ことば」への興味と関心を育てるために大変重要であると同時に、親と子のコミュニケーションの場としても大切な意味を持っています。

近年、家庭での親子のふれあいの重要性が見直されてきてはいますが、親の価値観や生活習慣の違いから、必ずしも読書しやすい環境が整えられてはいない現状があります。

今後、PTA活動などを通して保護者の理解を深めるための啓発や支援に努め、家庭における子どもたちの読書環境の充実を支援します。

《具体的な取り組み》

○家庭における子どもの読書活動の推進に対する支援

- ・ 幼稚園・保育園等で絵本を貸し出します。
- ・ 読み聞かせに適した、おすすめ本やリストを紹介します。
- ・ 図書館等における、紹介コーナーを充実します。
- ・ ブックスタート事業を実施します。
- ・ 広報「あいかわ」による啓発記事の掲載や、イベントや研修会・講演会・講座等の情報提供をします。
- ・ 4月23日「子ども読書の日」※2における、関連事業を実施します。
- ・ PTA活動における子ども読書活動を推進します。

(2) 公民館・かわせみ広場・放課後児童クラブでの取り組み

公民館(レディースプラザ・ラビンプラザ)、かわせみ広場、放課後児童クラブ等の子ども関連施設や育児サークルにおいて、お話を開催するなどして、子どもが本と接する機会を提供し、読書の楽しみを知る機会を数多く作ります。

《具体的な取り組み》

○公民館図書室の充実

- ・ 公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)図書室の図書の入れ替えを定期的に行い、身近な施設における、読書の機会の拡充を図ります。

○図書コーナー等の設置や充実

- ・ 放課後児童クラブ等への図書館の本の貸し出し等により、図書コーナーを設置します。

※2 「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」により定められたもので、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。

○ボランティアサークルとの連携

- ・公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)、かわせみ広場、放課後児童クラブ等の子ども関連施設や育児サークルの活動場所での、ボランティアサークルによるお話し会・講習会等を開催します。

2. 町図書館における子どもの読書活動の推進

読書活動推進の拠点施設として、子どもたちに限らず、誰もが気軽に自らの意志に応じて読書活動に親しむことができるよう、図書館機能の充実を目的とした、将来の本町の図書館のあり方(図書館構想づくり)について検討していきます。

また、魅力的な資料の収集等、子どもたちが本を自由に選択し、読書の楽しさと喜びを知ることができるような環境を整備する他、県立図書館等との連携により、より豊かな読書環境を提供してまいります。

さらに、読書ボランティアサークルとの連携を強化し、お話し会等のイベントの工夫を図るとともに読書環境の整備を進めます。

《具体的な取り組み》

○誰もが気軽に読書活動に親しむことができる環境づくり

- ・年齢に応じた児童向け図書を整備します。
- ・ヤングアダルトコーナー^{※3}を設置し、特に中・高生への普及を図ります。
- ・図書館を利用しにくい地域の子どもたちにも等しく読書の機会を提供するため、公民館(ラビンプラザ・レディースプラザ)の図書室の充実を図るとともに、従来どおり、借り受け・返却サービスを行います。
- ・障害のある子どもたちが読書の楽しさと出会う機会を得るために、関係諸機関と連携し、様々な障害の程度や内容に応じた子ども向け点字図書や録音図書等の収集や施設への団体貸し出しを行います。
- ・外国の絵本や外国語に翻訳された日本の絵本等の収集や外国人向け図書館利用案内・イベントのポスター・ちらし等を作成します。

○情報提供サービス等の充実による読書活動の支援

- ・町の広報紙や図書館報を通じて、推薦図書などを紹介し、読書活動の啓発に努めます。
- ・図書館ホームページを活用して、子ども向けの図書情報を提供します。
- ・「子ども読書週間」^{※4}に読書啓発イベントを開催し、町民の関心と理解を深めることに努めます。

※3 ヤングアダルトコーナー

主に小学校高学年から高校生を対象とした、ライトノベルやジュブナイルを図書館学的に「ヤング・アダルトノベル」(単に「ヤングアダルト」とも)と言うことがあり、児童と成人の中間に位置し、独特の配慮を要する利用者層として、公共図書館等でコーナーを設置する例が多く見られます。

ライトノベル(和製英語: Light Novel)

主に中高生を対象とし、漫画やアニメ風のイラストを用いた娯楽小説です。

ジュブナイル

本来の意味は少年期。児童文学の意味で使われていたが、本来の児童文学よりはやや年齢が高い中高生を主に読者対象としているSFやミステリーのようなジャンル小説等の作品です。

※4 「子どもの読書週間」(4月23日～5月12日)

昭和34(1959)年にはじまった、「こどもの読書週間」は、子どもたちに、本を紹介したり、読書の楽しみや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身につけさせる好機です。また、大人にとっては、こどもの読書の大切さや、よい本や雑誌を与えるということについて考える機会でもあります。

4月から5月にかけては、「国際子どもの本の日(4月2日)」・「子ども読書の日(4月23日)」・「サン・ジョルディの日(4月23日)」などの記念日も多く、関連イベント等が各地で開催されています。

- 多様なニーズに対応した図書館機能の強化
 - ・図書館構想づくりに向けた検討を進めます。
 - ・子どもたちの多様で幅広いニーズに対応するため、蔵書の充実に努めます。
 - ・総合的な学習の時間等、学校での学習に役立つ資料の収集に努めます。
 - ・レファレンスサービス※⁵機能の充実のために、研修会などへの参加を通して職員の資質の向上を図ります。
 - ・県立の図書館や市町村立図書館等の資料を利用するために、「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム（KL-NET）」※⁶を活用します。
 - ・蔵書データを整備し、予約システムの充実に図るとともに、学校図書館とのオンライン化(学校図書館資源共有ネットワーク)についても研究します。
 - ・読書普及懇話会を開催し、図書館機能の充実に向けた意見交換を行います。
- 学校や読書・読み聞かせボランティアサークルとの連携
 - ・読書・読み聞かせボランティアサークルとの連携のもとイベントを開催し、親子で本に親しむ機会を提供します。
 - ・保育園、幼稚園、小・中学校、ボランティア団体等への長期団体貸し出しを行います。

3. 保育園・幼稚園・学校における読書活動の推進

(1) 保育園・幼稚園での取り組み

幼児期は、読書の導入的指導の時期で、保育士や教員による読み聞かせ等をとおして、豊かな言葉が心の中に取り込まれ、健やかな心が育まれます。こうしたことから、子どもたちが、本の世界の素晴らしさを味わうことができるような取り組みや、環境の整備が望まれます。

《具体的な取り組み》

- 読書に親しめる環境の整備
 - ・図書コーナー、絵本コーナーを充実させます。
 - ・日常の読み聞かせ活動の他、読書ボランティアとの連携によるお話会等を開催します。
 - ・子どもたちの絵本への興味が高まるよう、職員の研修の機会を活用して意識の高揚や指導力の向上を図ります。
- 保護者に対する啓発活動
 - ・園だより等により、推薦図書の紹介等の情報提供を行います。
 - ・本に親しむ機会を提供するとともに、幼児期の読書活動の重要性について、保護者への啓発に努めます。
 - ・家庭での読み聞かせを推進するため、絵本の貸し出しを行います。

※5 レファレンスサービス

図書館の職員が、利用者のみなさんから質問や相談を受けて、学習・調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すためのお手伝いをします。

※6 「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム（KL-NET）」

県立2図書館（県立図書館・川崎図書館）が共同で構築し、県内の各種図書館の連携・協力のもとに運用しているシステムで、町図書館に必要な資料がない場合でも、インターネットを利用して各館の蔵書を横断的に検索・予約し、町図書館での借りうけること等、様々なサービスを受けることができます。

(2) 学校での取り組み

学校は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣の形成推進に大きな役割を持っています。こうしたことから、学級や教科の指導における計画的な読書活動の指導が望まれます。

また、教師自身が、読書への関心を高め、読書する姿を見せ、自らの感動体験を語ることが子どもたちの読書の世界を開く大きなきっかけともなります。

さらに、学校だけではなく、家庭との連携による読書の推進を保護者に呼びかけていくことが重要です。

《具体的な取り組み》

○読書に親しむ雰囲気づくり

- ・学校全体が読書に親しむ雰囲気となるよう、読書ボランティアと連携した朝の読書活動の取り組みなどにより、積極的に推進します。
- ・学校と家庭との連携による「うちどく（家読）」^{※7}を推進します。
- ・障害のある子どもや外国籍の子どもたちが読書に親しむことができるような、実態に即した読書指導を展開します。
- ・夏休みなどの長期休業に向けて、読書の啓発や推薦図書を紹介を行います。

○児童・生徒会や図書委員会活動の取り組みの充実

- ・図書委員会だよりや校内放送等を活用して、おすすめ本を紹介します。
- ・コンクールやお話会等の啓発イベントを開催します。
- ・読み聞かせボランティア体験を実践します。

(3) 学校図書館における取り組み

学校図書館は、学校の教育活動全般を支えるものとして、また、子どもたちの望ましい読書習慣の形成および、創造力の育成、学習に対する興味・関心を喚起する上で、重要な役割を果たすものです。また、高度に情報化した社会に対応していくために、情報を収集、選択、活用する能力を養う場としても重要です。

学校教育においては学校図書館に関わる業務や指導等について、司書教諭、図書館担当者、学校図書館指導員を中心にすべての教職員が学校図書館の役割や意義について十分に理解し、積極的にかかわることが望まれます。様々な教科を担当する教員が、それぞれの立場で多角的に運営に関わることが極めて重要です。

※7 「うちどく（家読）」

「うちどく（家読）」は読書を通して家族のコミュニケーションを図ろうという試みです。子どもたちの読書の習慣を家庭にも広げ、家族で感想を話し合うことや、本をすすめ合うことで家族のコミュニケーションを深めることをねらいとして、2006年12月にスタートしました。

読書は個人的な体験ですが、感想を話し合ったり、人にすすめたりして言葉にすることで、コミュニケーション能力や読解力、表現力を高めることにもつながります。

「うちどく（家読）」のやり方に特に決まりはありません。基本は“読んだ本について家族で話す”ということだけです。それぞれの家庭の事情に合わせて、習慣的に本をめぐる会話を楽しむ。同じ本を読めば会話がいつそう盛り上がります。

参考：TOHAN「うちどく実践ガイド」2011.3

《具体的な取り組み》

○学校図書館の機能の充実

- ・学習情報センターとして

* 様々な情報ソフトを収集し、整理方法・配架等を工夫します。

* 情報機器の導入によるニューメディアへの対応に配慮します。

* 他校や町図書館との連携により、多様なニーズに対応します。

- ・読書センターとして

* 子どもたちの読書傾向の把握に努め、発達段階に即した、知的な刺激を与えられるような魅力ある図書資料を収集します。

* 学校における心のオアシスとして読書を愉しむ場となるような、人的、物的な環境の整備に努めます。

- ・学校図書館だより等により、子どもたちへの啓発活動を進めます。

○学校図書館利用指導

- ・図書館利用指導に関する年間計画に沿った、規則やマナー・検索の仕方等の活用に関する基礎的・基本的能力の育成および、子どもたちの主体的・自治的な図書委員会活動の支援に努めます。

○施設および環境の整備

- ・「学校図書館図書標準」に基づく蔵書や設備の充実に努めます。

- ・図書の分類や配架の工夫、本の紹介コーナーの設置を進めます。

- ・司書教諭、図書館担当者、学校図書館指導員を中心に、子どもたちにとって魅力のある図書館づくりに努めます。

- ・町図書館との連携に加えて、学校間の相互利用や、長期休業中の開館等についての研究を進めます。

4. 読書・読み聞かせボランティアの活動支援

愛川町では、子どもたちへの読み聞かせ、お話会の開催、図書の録音、文庫の開設等を行っている「読書・読み聞かせボランティアサークル」が活躍しています。ボランティアによる取り組みが子どもたちと本との出会いを支援する活動として、これまでも大きな役割を担っていることから、今後とも各機関・施設との連携強化を図り、活動を支援することにより、子どもの読書活動の推進に努めます。また、研修講座等により、活動の活性化を支援します。

《具体的な取り組み》

- ・学校や図書館、公民館におけるお話会、イベントを開催します。

- ・読書・読み聞かせボランティアを招いた授業を拡充します。

- ・子育て支援センターとの連携により、乳幼児やその保護者を対象としたお話会等を開催します。

- ・ボランティア間のより一層の連携強化を図ると同時に、研修講座の開催や活動のピーアール等、技術向上や活動の拡大に向けた取り組みを支援します。

- ・読書・読み聞かせボランティアサークル連絡会等を開催し、情報交換等により活動を支援します。

関連施設等一覧

●愛川町教育委員会生涯学習課

- 所在地 愛川町角田 251 番地の 1
- 問い合わせ先 電話 046-285-6959
メール shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

●愛川町文化会館（図書館）

- 所在地 愛川町角田 250 番地の 1
- 利用時間 午前 9 時半から午後 6 時まで
- 休館日 毎週火曜日（祝日は翌日）・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）・月 1 回の館内整理日 *詳しくは、図書館カレンダーをご参照ください。
- 問い合わせ先 電話 046-285-6963

●中津公民館《レディースプラザ》

- 所在地 愛川町中津 293 番地の 3
- 利用時間 図書室の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時まで。ただし、図書の貸出・返却は、午後 7 時まで。
- 休館日 毎月最終火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
なお、必要に応じて休館することがあります。
- 問い合わせ先 中津公民館（レディースプラザ）事務室
電話 046-285-1600

●半原公民館《ラビンプラザ》

- 所在地 愛川町半原 4343 番地の 3
- 利用時間 図書室の利用時間は、午前 9 時から午後 10 時まで。ただし、図書の貸出・返却は、午後 7 時まで。
- 休館日 毎週火曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）。
なお、必要に応じて休館することがあります。
- 問い合わせ先 半原公民館（ラビンプラザ）事務室
電話 046-281-0177

●愛川町ホームページ <http://www.town.aikawa.kanagawa.jp>

●県立の図書館

○神奈川県立図書館

- 所在地 横浜市西区紅葉ヶ丘 9-2
- 問い合わせ先 電話 045-263-5900（代）
F A X 045-241-0985

○神奈川県立川崎図書館

- 所在地 川崎市川崎区富士見 2-1-4
- 問い合わせ先 電話 044-233-4537（代）
資料相談 044-233-4530（3階カウンター）
F A X 044-210-1146

付属資料

■子どもの読書活動推進に関する法律

平成13年12月12日公布

基本理念：『子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。』

■「愛川の教育」より

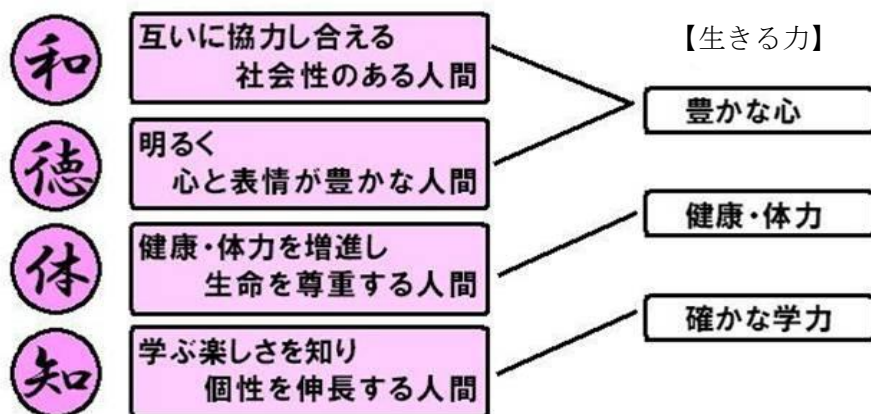
○教育の理念

人間とは、「豊かな感性」「理性」「たぐいまれな創造力」に恵まれ、可能性を内に秘めた優れた資質と能力の持ち主です。

人間の持つ可能性を、最大限に伸ばし、育むために「人間と人間」「人間と自然」「人間と社会」との関わりを通して日々くり返し営まれるものが教育の営みです。

○めざす人間像

学校・家庭・地域の教育力を生かし、「和・徳・体・知」の4点の調和のとれた人間を、本町の教育がめざす人間像とします。



■小学校学習指導要領（平成20年3月改訂）（抜粋）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「C 読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 (3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と各学校にわたる内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第6章 特別活動

[学級活動]

(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

- ア 希望や目標をもって生きる態度の形成、イ 基本的な生活習慣の形成、ウ 望ましい人間関係の形成、エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解、オ 学校図書館の利用、カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成、キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

■中学校学習指導要領（平成20年3月改訂）（抜粋）

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2(11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1(2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

第6節 美術

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における鑑賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

[学級活動]

(3) 学業と進路

ア 学ぶことと働くことの意義の理解、イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用、ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用、エ 望ましい勤労観・職業観の形成、オ 主体的な進路の選択と将来設計

愛川町子ども読書活動推進計画

～子どもの読書活動推進に向けての取り組み方針～

平成 24 年 5 月

愛川町教育委員会

事務局：生涯学習課

愛川町角田 251 番地 1

046-285-6959